

平成 2 2 年 度

# 指定管理者監査報告書

多摩市立温水プール及び多摩市総合福祉センター指定管理者

二幸産業・NSPグループ

〔 主管部課 くらしと文化部スポーツ振興担当 〕  
健康福祉部生活福祉課

平成 2 2 年 1 1 月 1 5 日

多摩市監査委員

## 平成22年度指定管理者監査報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成22年度指定管理者監査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

平成22年11月15日

多摩市監査委員 沢登 袈裟平

多摩市監査委員 今井 三津江

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

#### 2 監査の対象

##### (1) 公の施設

多摩市立温水プール

多摩市総合福祉センター

##### (2) 指定管理者

二幸産業・NSPグループ

##### (3) 主管部課

くらしと文化部スポーツ振興担当（多摩市立温水プール）

健康福祉部生活福祉課（多摩市総合福祉センター）

#### 3 監査の範囲

平成21年度における多摩市立温水プール及び多摩市総合福祉センターの指定管理業務に関する事務の執行について（必要に応じて平成22年度指定管理事業に係る事務の執行を含む。）

#### 4 監査の期間

平成22年9月1日から平成22年11月12日まで

#### 5 監査の観点

##### (1) 指定管理者

ア 施設は関係法令等に従って適正に管理されているか。

イ 協定等に基づき指定管理事業は適切に行われているか。

ウ 指定管理事業に関する会計処理等は適正に行われているか。

エ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。

オ 利用促進のための努力はなされているか。

## (2) 主管部課

- ア 指定管理者の選定から指定は、関係法令等に従って適正・公正に行われているか。
- イ 指定管理における協定等の締結は、指定内容に洩れなく明確且つ適正に行われているか。
- ウ 管理に関する経費等は適正に算定され執行されているか。
- エ 指定管理者へ常時報告を求め、調査し、又は指示するなどの適切なる指導等が行われているか。
- オ 利用促進を図るために、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

## 第2 監査の結果

多摩市立温水プール及び多摩市総合福祉センターの指定管理者である二幸産業・NSPグループ及び主管部課について、実地調査、事前調査及び監査を行った結果、基本協定書、年度協定書及び業務仕様書に係る契約事務、施設の運営管理及び関連する事務事業の執行は、適正に執行されているものと認められたが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、下記に述べる。

### 1 物品等の管理について（指定管理者）

重要物品及び一般物品について、所管課及び施設ごとに適宜抽出し実地調査を行なった。今回の監査にあたっては、重要物品及び一般物品を合わせて10%又は10品のどちらか多い方とし、新規物品を優先して最大20品以内を基本に調査した。

備品については、多摩市物品規則第26条第3項の規定に基づき、指定管理者において年に1度検査することとなっており、実地調査した結果、概ね適正に検査を実施していることが確認できたが、備品シールの貼付がなかったものがあるので、再発行の手続きを行い、適切な処理をされたい。

なお、備品番号が記されたシールを貼付しにくい材質のものについては、直接必要事項を記入するなど工夫し、指定管理者の備品と区別し、多摩市の所属備品であることを明確にされたい。

### 2 多摩市立温水プール及び多摩市総合福祉センターの管理に関する業務仕様書について（主管部課及び指定管理者）

本業務仕様書は、基本協定書に基づき作成されたものであるが、その後業務の内容に変更があったことから平成22年4月1日に改めて締結している。この変更業務仕様書において記されている内容は、当初に締結された業務仕様書を補完するものである。しかしながら、業務の根拠となる条例等や主管部課が当初のままで最新のものとなっていない。このような業務仕様書では、業務を遂行をする職員に対して誤解を与えるおそれがあることから、正確で適正な処理を求めたい。

### 3 行政財産の目的外使用許可等について（主管部課）

総合福祉センターは、老人福祉センター、高齢者在宅サービスセンター、障害者福祉センター等で構成されている施設で、市の職員は常駐せず、施設の維持管理を指定管理者が担い、事業運営の殆どを多摩市社会福祉協議会に委託するほか、施設の一部を関係福祉団体に使用を認めて事業を行っているなど複雑な形態となっていて、施設の殆どの部分を行政財産の目的外使用としている状況である。そもそも行政財産の目的外使用は、行政財産の用途を妨げない限度において1年以内で例外的に使用させる許可処分であるため、毎年度、入居団体は申請書を提出し、行政財産の使用許可の手続きを行っているが、総合福祉センターの入居団体は、平成9年の開設以来、ほぼ継続して入居している状況である。総合福祉センターにおける事業では、入居団体が主となって、施設の設置目的を達成するために活動しているのであるならば、暫定的或いは一時的な行政財産の目的外使用許可で施設を使用させるのではなく、平成18年の地方自治法改正により対象範囲が拡大した「行政財産の貸付」により可能な限り長期に安定的に使用させることが適当と考えるので、主管部課においては、施設の設置目的に照らして入居団体が活動しやすくなるよう検討が必要である。

また、温水プールでは、複数の団体が自動販売機を設置しているが、指定管理者が設置するものを除き使用料を免除している。行政財産の目的外使用における使用料については、多摩市行政財産の使用及び使用料に関する条例第7条で「特別の理由がある場合に免除することができる」と規定している。このため、行政財産の目的外使用に係る使用料の免除については、従来免除した団体であってもその性質や内容に変更があった場合は、改めて免除の必要性について検討されたい。

### 4 温水プールの利用料金等について（くらしと文化部スポーツ振興担当）

温水プール及びトレーニングルームの利用料金は、年間利用については市民と市民以外の者の区分はあるが、当日利用で個人利用の場合については、設定されていない。温水プールは、「市民の体力向上と健康の増進を図ること」を目的とし、施設建設とその維持管理のために多額の市税を投じているのであるから、市外者の利用料金の設定を検討するべきではないかと考える。

また、多くの市民が適切な利用料金で快適に利用ができ、健康増進が図られるよう、施設設備や内容、設備改修経費、民間企業に配慮したバランスのとれた利用料金と利用時間の設定が必要である。

### 5 個人情報の適切な取扱いについて（指定管理者）

温水プール及び総合福祉センターに関する業務は指定管理により行われ、業務に係る個人情報について適正に取扱われるよう基本協定書において「指定管理者にかかる個人情報取扱特記事項」を定めている。しかし、指定管理者が独自に作成している温水プールのホームページにおける「市民の声」では、施設を利用した方の感想や意見が名前と年齢入りで掲載されているものとそうでないものがあるが、本人確認を経て掲載されたのかが不明であるので、個人情報は適切に取り扱

われたい。また、利用者の感想や意見を掲載する場合は、何時のものかを明記する必要がある。

## 6 市民への情報提供について（指定管理者）

温水プール及び総合福祉センターに関する情報提供について、市公式ホームページのほかに、指定管理者が独自のホームページを作成して発信している。しかし、両施設における「イベント」欄の情報を確認すると、既に終了したイベントも含めて年間のイベント情報が掲載されている。終了したイベント情報については、削除するか、或いは「このイベントは終了しました」と表示する、さらには「申込み方法」、「申込み期間」を加えるなど、利用者に丁寧で分かりやすい情報の提供を求めたい。

## 7 施設の有効活用について（健康福祉部生活福祉課）

総合福祉センターについて、貸出用施設の稼働率が低いため、その向上と利用者数の増加が課題となっている。指定管理者の創意工夫により、市民の利用がない部屋を地域開放して利用率の向上を図っているが、障害者福祉センターのなかには、倉庫としている部屋がある。指定管理者の判断でこうした部屋の活用はできないことから、担当所管課は関係団体と協議、検討を行い、指定管理者へ適切な指示をされ、施設の有効活用を図られたい。

以上、改善・要望事項をいくつか述べたが、温水プールは娯楽性があり、トレーニングルームやミニスポーツホールも併設していることから多くの方に利用され、年間を通じて多摩市だけではなく市外からの利用者も多く、平成19年度（指定管理者制度導入前）の温水プール施設利用者数408,042人に対し平成21年度は447,760人、同様に総合福祉センター施設利用者数129,012人に対し平成21年度は152,429人となるなど、指定管理者による管理となった平成20年度以降の利用者数の増加が著しい。また、総合福祉センターは、指定管理者の工夫により施設の効率的活用や自主事業等により利用団体件数、貸館稼働率の向上が見られたほか、光熱水費の削減が図られた。市民アンケート結果でも職員の対応や施設管理等で概ね高い評価が得られ、指定管理者制度による管理運営の効果が発揮できている。

今後も主管部課と指定管理者との連携、協議により、指定管理者として、安全性を一層高め、温水プールと総合福祉センターの一体的な活用を図り、市民の健康の増進と福祉向上のために努力されたい。

<参考資料>

平成21年度 多摩市立温水プール・多摩市総合福祉センター収支計算書（単位：円）

科 目	予 算	実 績	差 額
I 収入の部			
01 指定管理料収入	360,997,000	360,997,000	0
02 利用料金収入	158,932,000	144,615,860	-14,316,140
03 自主事業収入	2,000,000	2,465,274	465,274
04 その他収入	2,615,000	6,217,296	3,602,296
当期収入合計	524,544,000	514,295,430	-10,248,570
II 支出の部			
01 人件費	260,116,000	260,116,000	0
02 消耗品費	8,200,000	9,252,909	1,052,909
03 燃料費	60,000	23,864	-36,136
04 食糧費	0	43,832	43,832
05 印刷製本費	300,000	0	-300,000
06 光熱水費	110,205,000	98,515,355	-11,689,645
07 修繕費	11,000,000	11,073,341	73,341
08 通信運搬費	1,622,000	1,314,652	-307,348
09 保険料	1,377,000	2,116,090	739,090
10 広報宣伝費	2,662,000	2,935,766	273,766
11 手数料ほか	0	33,646	33,646
12 保守点検	16,845,000	16,845,000	0
13 業務費	85,982,000	85,982,000	0
14 使用料及び賃借料	18,995,000	19,337,070	342,070
15 リース料	5,020,000	5,466,108	446,108
16 工事費	0	0	0
17 備品購入費	2,160,000	1,144,819	-1,015,181
18 その他	0	0	0
当期支出合計（B）	524,544,000	514,200,452	-10,343,548
当期収支差額（A－B）	0	94,978	94,978